

「公務員共済年金のお知らせ」Q & A

Q1 「公務員共済年金のお知らせ」を確認しました。どうすればいいのでしょうか。

A1 ご自身の記録と年金加入記録等に疑問等がない場合は、ご連絡の必要はありません。大切に保管しておいてください。

なお、他の公務員期間が含まれていない場合や、ご自身の年金加入状況等について疑問などがありましたら、「公務員共済年金のお知らせ」に記載の〈公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル〉の共済組合へご連絡ください。

Q2 私は厚生年金に加入し、民間企業に勤めた期間が10年あります。年金見込額が少ないと思うのですが、私の将来の受給予定額はこれだけなのでしょうか？

A2 今回お示しした年金見込額は、退職共済年金のみ（公務員期間分）の見込額を記載しています。民間企業にお勤めされた期間分（このケースでは10年分）の老齢厚生年金は日本年金機構から支給されることとなります。

日本年金機構から国民年金・厚生年金の期間に係る「ねんきん定期便」が別途送付されますので、そちらと併せてご確認ください。

Q3 記載されている年金見込額は月額、年額のどちらでしょうか？

A3 「公務員共済年金のお知らせ」に記載される年金見込額は、退職共済年金、老齢基礎年金とともに年額（1年間に支給される額）となっています。

また、公務員共済年金は他の公的年金制度と同様に、年6回、偶数月毎に年金決定額の6分の1が支給されます。

Q4 昭和61年3月以前に公務員として勤めていましたが、その期間の給料記録が記載されていません。どうしてでしょうか？

A4 昭和61年3月以前に公務員を退職された方の年金については、給料の年額を基に算出されるため、当該期間の給料は記載していません。

また、昭和61年3月以前に公務員を退職後、昭和61年4月以降に再び公務員に就職された方についても、昭和61年3月以前の期間は給料の年額を基に年金額が算出されるため、当該期間の給料は記載していません（P7A-4参照）。

いずれの場合でも、昭和61年3月以前の給料記録は共済組合で管理しており、「公務員共済年金のお知らせ」に記載されている年金見込額については、記載されていない給料記録を含めて算出していますのでご安心ください。

退職共済年金を実際に受給することとなった時は、次の年金額の調整等にご注意ください。

（1）雇用保険給付との調整

65歳未満の受給者が、民間企業等を退職されて、雇用保険法の失業給付（基本手当等）を受給すると、その受給額にかかわらず特例による退職共済年金のうち職域年金相当部分の額を除いた部分が失業給付の受給期間中は支給停止となります。

（2）民間企業等に再就職した場合の年金の一部支給停止

民間企業等に再就職され、厚生年金保険等の被保険者である場合には、年金額と給料・賞与の額に応じて、年金額の一部が支給停止となることがあります。

市町村連合会ホームページでは、年金に関する情報を掲載しておりますので、併せてご利用ください。

アドレス

<http://www.shichousonren.or.jp/> (市町村連合会のトップページ)

「公務員共済年金のお知らせ」について

「公務員共済年金のお知らせ」の目的

「公務員共済年金のお知らせ」は、今年度59歳に到達する方を対象に、公務員共済の年金加入状況等について確認していただき、年金制度への理解を深め、近い将来の年金請求手続を意識していただくために、送付するものです。

※ 日本年金機構から別途送付されている「ねんきん定期便」には、公務員共済の年金加入記録は含まれていませんが、あなたの公務員共済の加入記録については、「公務員共済年金のお知らせ」のとおり共済組合で管理しています。

請求書の事前送付について

退職共済年金の受給権が発生することが見込まれる方には、共済組合から「退職共済年金決定請求書」等の請求関係書類を事前※1に送付することとしています。※2

住所等に変更があった場合は「公務員共済年金のお知らせ」に記載されている〈公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル〉の共済組合へご連絡ください。

※1 支給開始年齢となる日の属する月の前月まで。

※2 被用者年金一元化の関係で、平成27年10月以降に受給権が発生することが見込まれる方（昭和29年10月2日以降生）については、具体的な送付方法が未定となっています。

被用者年金制度の一元化について

平成24年8月に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成27年10月から厚生年金制度に公務員及び私学教職員も加入することとし、厚生年金制度に統一されることとなります。

これにより、平成27年10月以後に受給権が発生する年金は退職共済年金ではなく、老齢厚生年金となります。共済組合に加入していた期間に基づく年金については、引き続き共済組合が決定、支給を行うこととなっています。

なお、このお知らせについては平成25年3月31日現在の見込みであることから、「退職共済年金」として記載しています。

退職共済年金の支給開始年齢等について

退職共済年金は、本来65歳から支給(①参照)されることとなっていますが、一定の支給要件(②参照)を満たしていれば生年月日に応じた年齢で年金を受け取ることができます。ただし、組合員期間が1年未満の方の支給開始年齢は65歳です。また、支給開始年齢に達しても、公務員として在職している間は年金の支給が停止されます。(年金額と給料・賞与の額に応じて年金が一部支給される場合もあります。)

【支給要件について】

ア 特例による退職共済年金

〔支給開始年齢(一般組合員(※1)又は特定消防組合員(※2)によって異なります。P3参照)から65歳になるまでの年金で、共済組合が支給します〕

組合員期間(地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の組合員期間をいいます。)が1年以上ある方が、次の全ての条件を満たしているときに「特例による退職共済年金」が支給されます。

- a. 60歳以上であること
- b. 組合員期間等(※3)が25年以上であること(※4)

※1 ここでいう一般組合員とは、特定消防組合員(※2)以外の方をいいます。

※2 ここでいう特定消防組合員とは、消防司令以下の消防職員であった方で組合員期間等が25年以上(生年月日により特例措置あり)あり、かつ、退職時または60歳時点まで引き続き20年以上当該消防職員として在職していた組合員をいいます。

※3 「組合員期間等」とは、次に掲げる期間を合算した期間です。

- ① 地方公務員共済組合の組合員期間
- ② 国家公務員共済組合の組合員期間
- ③ 私立学校教職員共済制度の加入者期間
- ④ 厚生年金保険の被保険者期間
- ⑤ 昭和61年4月1日以後の①～④の被扶養配偶者であった期間のうち20歳以上60歳未満の期間
- ⑥ 自営業者などの国民年金の被保険者期間のうち保険料を納付した期間
- ⑦ 国民年金法に規定する保険料免除期間
- ⑧ 国民年金法に規定する合算対象期間(国民年金に任意加入できる方が任意加入しなかった期間)

例) 地方公務員共済組合の組合員などの被扶養配偶者であった期間で、昭和61年3月31日以前の国民年金に任意加入していなかった期間など

※4 生年月日による受給資格期間の特例

組合員期間等が25年未満の場合、退職共済年金の支給要件を満たしませんが、生年月日に応じ、受給資格期間の特例措置が設けられています。昭和29年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた方は、上記①から④を合算した組合員期間等が23年以上あれば年金の受給資格期間を満たすこととなります。

イ 本来支給の退職共済年金

〔65歳から支給される年金で、共済組合が支給します〕

組合員期間のある方が、次の条件を満たしているときに支給されます。

- a. 65歳以上であること
- b. 組合員期間等(※3)が25年以上であること(※4)
- c. 退職していること、または在職中で組合員期間が1年以上であること

ウ 老齢基礎年金

〔65歳からの年金で、日本年金機構から支給されます〕

65歳になると原則として日本年金機構から老齢基礎年金が支給されますが、別途日本年金機構への請求が必要となります。

なお、老齢基礎年金の額は、20歳から60歳までの40年間(480月)保険料が納付された場合で年額786,500円(平成25年3月末時点の額)となっています。

○今後、年金制度の改正により、内容が変更となる場合があります。

【特例による退職共済年金の支給開始年齢(以下「特例支給開始年齢」という。)について】

65歳未満の方に支給される「特例による退職共済年金」(下の図の■部分)は昭和28年4月2日から昭和30年4月1日生まれの一般組合員(P2※1参照)については、61歳から支給されます。(図1)

ただし、昭和34年4月1日以前生まれの特定消防組合員(P2※2参照)については60歳から支給されます。(図2)

【支給開始年齢】

図1 一般組合員
(昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれ)

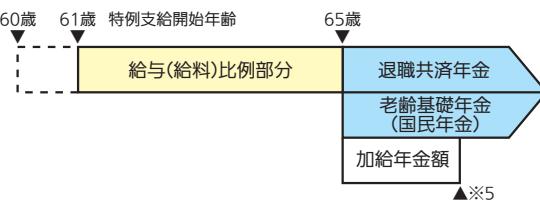
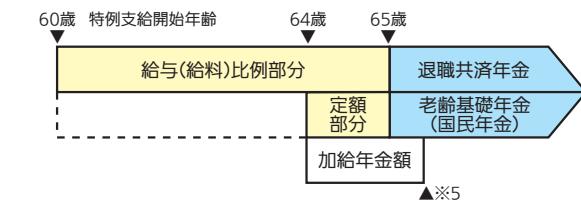


図2 特定消防組合員
(昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれ)



【一般組合員で支給開始年齢前に退職共済年金の支給を希望される方について】

昭和29年4月2日から昭和30年4月1日生まれの一般組合員(P2※1参照)については、60歳から特例支給開始年齢(61歳)になる前に繰り上げて減額した退職共済年金を受給する制度があります。この制度による退職共済年金の繰上げ請求を行った場合の年金額は、繰上げ請求をしない場合の年金額に比べ、繰上げ請求した月から特例支給開始年齢到達月の前月までの月数に0.5%を乗じた額が減額されます。(例: 1年繰上げした場合6%)

なお、一度決められた減額率は生涯変わらず、一度請求すると取消しはできません。

また、事後重症による障害共済年金が受けられないなどの制約がありますので注意が必要です。

支給開始前に退職共済年金の支給を希望される方は、〈公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル〉の共済組合へお問い合わせください。

注: この繰上げ支給の請求は、老齢基礎年金(国民年金)の繰上げ請求を行う方にとっては、この請求と同時に実行が必要があります。また、厚生年金にも同様の繰上げ制度があります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。

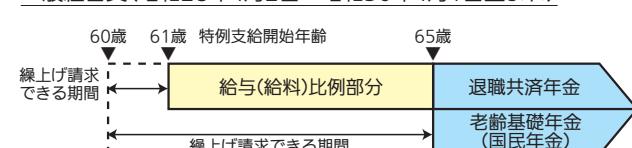
① 繰上げ支給の退職共済年金

特例による退職共済年金(給与比例部分) ×
(1-0.5% × 繰上げ請求月から特例支給開始年齢到達月の前月までの月数)

② 繰上げ支給の老齢基礎年金

老齢基礎年金 ×
(1-0.5% × 繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数)

一般組合員(昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれ)



【加給年金について】

組合員期間が20年以上ある方で、65歳到達時(上記の特定消防組合員の支給開始年齢の特例に該当する方は64歳到達時)に、その方により生計を維持されている方(※5)で次のいずれかに該当する方がいるときは、退職共済年金の額に加給年金額が加算されます。

a. 65歳未満の配偶者(※6)

b. 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

c. 20歳未満で障害等級1級もしくは2級に該当する子

また、特例支給開始年齢以降で組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、退職共済年金に定額部分や加給年金額を加算した額となります。

なお、加給年金額は、配偶者に対する加算の場合、年額393,200円(平成25年3月末時点の額)です。

※5 退職共済年金の受給権者と生計を共にしていた方のうち、恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円(所得で655.5万円)未満と認められている方等です。

※6 配偶者自身の年金受給が始まると、加給年金額の支給が停止となる場合があります。また、配偶者が65歳に到達すると、加給年金額は失権します。

《年金加入記録》の見方

お問い合わせについて

内容に不明な点や確認したいことがありましたら、〈公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル〉の共済組合へご連絡ください。

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

※ 組合員であった方がすでにお亡くなりになっている場合は、お手数ですが〈公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル〉の共済組合へご連絡ください。

確認1 次の項目についてご確認ください

○住所・氏名・生年月日について

共済組合で管理している「住所」「氏名」「生年月日」を表示しています。

「住所」「氏名」等の変更がありましたら、お手数ですが〈公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル〉の共済組合へご連絡ください。

○基礎年金番号について

共済組合で登録している「基礎年金番号」を表示しています。基礎年金番号が誤っている場合または「0000-000000」と表示されている場合は、お手数ですが〈公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル〉の共済組合までご連絡ください。

基礎年金番号は、社会保険庁(現日本年金機構)発行の「基礎年金番号通知書」、または、「年金手帳」に記載されていますので、ご確認ください。

○給料記録番号について

共済組合で管理している番号です。ご確認の必要はありません。

確認2 年金加入記録をご確認ください

この「公務員共済年金のお知らせ」は、あなたの公務員共済のみの年金加入記録をお知らせするものですので、内容をご確認ください。

国民年金、厚生年金等に加入されていた期間は、このお知らせには記載されません。

国民年金、厚生年金等の加入記録は、日本年金機構から別途送付される「ねんきん定期便」でご確認ください。

〒111-0084
○○県△△市□□3-4-3
共済 花子 様

見本

86xx-1234567890

3月 31日現在の公務員共済の年金加入記録等を次のとおりお知らせしますので、ご確認ください。

このお知らせは、公務員共済のみの年金加入記録等をお知らせするものです。

国民年金、厚生年金等に加入されていた期間は、このお知らせには記載されておりません。

国民年金、厚生年金等の年金加入記録等は、日本年金機構が別途送付する「ねんきん定期便」において、ご確認ください。

受付時間
9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

電話が混み合ってつながりにくい場合がありましたら、大変申し訳ありませんが少し時間をおいてからおかけなおしください。

生年月日 昭和 29年 9月 3日
基礎年金番号 12XX-345XXX
給料記録番号 86XX-1234567890
所属所証番号 012XX-1234567890

番号	①加入制度	②資格取得年月日	③資格喪失年月日	④加入月数
表示例1 在職中の方と平成25年3月31日に退職された方				
1	公務員共済組合	昭和63年4月1日	在職中	300 月
表示例2 平成25年3月30日以前に退職された方				
1	公務員共済組合	昭和63年4月1日	平成23年4月1日	276 月
表示例3 船員・JR・JTで勤務された期間がある方				
1	公務員共済組合(船員)	昭和47年4月1日	昭和48年4月1日	12 月
2	公務員共済組合(JR)	昭和49年4月1日	昭和50年4月1日	12 月
3	公務員共済組合(JT)	昭和50年4月1日	昭和51年4月1日	12 月
表示例4 一時金全額受給期間(*)がある方				
1	公務員共済組合(*)	昭和50年4月1日	昭和52年4月1日	24 月
2	公務員共済組合	昭和63年4月1日	平成16年4月1日	192 月
⑤加入月数合計 (④の合計月数)		⑥船員割増月数	⑦合計(⑤+⑥)	
表示例1の場合 300 月		0 月	表示例1の場合 300 月	
(8)備考 「①加入制度」欄に「*」がある期間については、一時金全額受給期間です。 公務員共済の年金加入月数が240月以上になった場合に年金算定基礎期間となります。 次ページの記録へ続きます。				
※このお知らせの見方については、同封のパンフレットをご覧ください。				

01/03

①加入制度について

地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の年金加入記録は、すべての期間を「公務員共済組合」として表示しています。

表示例1 平成25年3月31日現在、在職中の組合員の方(平成25年3月31日に退職された方を含みます。)は③欄に「在職中」と表示し、④欄に平成25年3月31までの加入月数を表示しています。

表示例2 平成25年3月30日以前に退職された方は、③欄に公務員を退職した日の翌日が表示され、④欄に資格喪失年月日の前月までの加入月数を表示しています。

表示例3 船員・JR(日本鉄道共済)・JT(日本たばこ産業共済)期間については「公務員共済組合」の後に()書きで期間の種類を表示しています。

表示例4 「退職一時金」とは、昭和54年12月31日以前に公務員を退職された方について、組合員期間が20年末満であり、その時に年金受給権が発生しなかった場合に、その年金加入期間を清算する方法として共済組合から支給されていたものです。受給する際に次の①、②のどちらかを本人が選択できた制度です。

- ①退職一時金を全額受け取って年金加入期間を清算する。
- ②退職一時金を全額受け取らず、将来年金を受給するための原資を残す。

しかし、昭和60年の法改正により、①に該当する方のうち、その後公務員として再就職し、①の期間を含め公務員期間が20年に達した方、または②に該当する方は、退職共済年金または障害共済年金の受給権が発生したときに退職一時金受給期間を含めて年金が決定されることになりました。

そのため、年金を受給する際、過去に受給した退職一時金に、法令により定められた利子を加えた額を返還していただことになります。

なお、平成25年3月31日現在、退職一時金を全額受領したもの、組合員期間が20年(240月)未満の方は、「公務員共済年金」の後に(*)が表示されています。

※ 同月内に資格取得と資格喪失がある方は、④欄に「0月」と表示されることがあります。

⑥平成3年3月31日以前に船員組合員であった期間について割増された月数を表示しています。

船員組合員の期間については、次のとおり割増計算がされます。

・昭和61年3月31日までの期間

…実際の組合員期間の4/3倍

・昭和61年4月1日から平成3年3月31日までの期間

…実際の組合員期間の6/5倍

〈例〉昭和61年3月31日前に1年間(12カ月)船員期間がある場合

割増計算による船員組合員期間は12カ月×4/3=16月となり、船員割増月数は4月となります。

《給料と期末手当等の記録》の見方

A-1 給料、期末手当等について

給料とは、給料表に掲げる給料であり、期末手当等とは、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当とされています。
※ 平成17年3月までは寒冷地手当も含まれます。

A-2 給料及び期末手当等の限度額について

掛金の標準となる給料には、最高限度額及び最低限度額が、期末手当等には最高限度額が設けられています。

区分	給料		期末手当等
	一般職の職員の最高限度額(最低限度額)	特別職の職員の最高限度額(最低限度額)	
S56.4.1～S57.3.31	420,000		—
S57.4.1～S59.3.31	440,000		—
S59.4.1～S60.3.31	450,000		—
S60.4.1～S61.3.31	460,000		—
S61.4.1～H1.12.31	376,000 (55,000)	470,000 (68,000)	—
H2.1.1～H6.11.30	424,000 (64,000)	530,000 (80,000)	—
H6.12.1～H12.9.30	472,000 (74,000)	590,000 (92,000)	—
平成12年10月1日以降～	496,000 (79,000)	620,000 (98,000)	1,500,000 ※平成15年4月1日以降～

最高限度額または最低限度額である場合は給料の額欄に「*」を表示しています。

A

【給料（昭和56年4月～平成25年3月）と期末手当等（平成15年4月～平成25年3月）の記録】（単位：円）		
支給時期	給料	期末手当等
S 56. 4～S 57. 3	150,000	
S 57. 4～S 58. 3	160,000	
S 58. 4～S 59. 3	170,000	
S 59. 4～S 60. 3	180,000	
S 60. 4～S 61. 3	190,000	
S 61. 4～S 62. 3	200,000	
S 62. 4～S 63. 3	210,000	
S 63. 4～H 1. 3	220,000	
H 1. 4～H 2. 3	230,000	
H 2. 4～H 3. 3	240,000	
H 3. 4～H 4. 3	250,000	
H 4. 4～H 5. 3	260,000	
H 5. 4～H 6. 3	270,000	
H 6. 4～H 7. 3	280,000	
H 7. 4～H 8. 3	290,000	
H 8. 4～H 9. 3	300,000	
H 9. 4～H 10. 3	310,000	
H 10. 4～H 11. 3	320,000	
H 11. 4～H 12. 3	330,000	
H 12. 4～H 13. 3	340,000	
H 13. 4～H 14. 3	350,000	
H 14. 4～H 15. 3	360,000	
H 15. 4～H 16. 3	370,000	
H 15. 6		820,000
H 15. 10		120,000
H 15. 12		820,000
H 16. 4～H 17. 3	380,000	
H 16. 6		840,000
H 16. 10		120,000
H 16. 12		840,000
H 17. 4～H 18. 3	390,000	
H 17. 6		860,000

見本

備考欄

* は、最高限度額又は最低限度額です。
次ページの記録へ続きます。
昭和61年3月以前におやめになられた方については表示しておりません。
離婚特例対象期間 昭和56年4月～平成20年3月

該当者のみ印字されます。

02/03

A-3 国家公務員共済組合の加入期間がある方へ

国家公務員共済組合の場合、昭和61年4月から標準報酬制がとられており、標準報酬の月額と標準期末手当等の額が掛金の標準の額となっています。

この場合、報酬とは、給与のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める給与を除いたものとされています。したがって、報酬には扶養手当等の諸手当が含まれています。

また、標準期末手当等とは、期末手当、勤勉手当、期末特別手当等とされています。

昭和61年4月以後の国家公務員共済組合の加入期間について、給料の額欄に標準報酬の月額を、期末手当等の額欄に標準期末手当等の額を記載しています。

A-4 昭和56年より前の給料及び平成15年3月以前の期末手当等について

昭和61年4月以降に公務員を退職された方の共済年金の年金額は、昭和56年4月以降の給料と、平成15年4月以後の期末手当等を基に算定されることから、給料と期末手当等もその期間の記録が記載されています。

なお、昭和61年3月前に公務員を退職された期間については、年金額を給料年額で計算する関係から、その期間の給料は記載されていません。

A-5 昭和60年4月から7月までの給料について

昭和60年4月から7月までの給料について、昭和60年度において地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けなかった期間（給料調整期間）の場合には、発令された給料額ではなく、適用を受けたと仮定した場合の給料額が記載されています。

A-6 異婚特例対象期間について

平成19年4月1日以降に離婚し、当事者の合意又は裁判所の決定があれば、婚姻期間についての共済年金を分割（当事者双方の婚姻期間中の合計額の2分の1を上限）することができます。この分割制度の対象となる期間のことを離婚特例対象期間といいます。

《平均給与(給料)月額》《将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額》の見方

あなたの年金加入記録に基づいて、簡易な方法により計算した見込額ですので、実際の年金額とは異なります。

退職共済年金の額について

退職共済年金の額は、厚生年金相当部分と職域年金相当部分を合算した金額として算定されます。

このうち、厚生年金相当部分と職域年金相当部分は、公務員共済の加入期間の平均給料月額(平成15年4月以後の期間は平均給与月額)、公務員共済の加入期間の月数及び法律で定められた給付乗率に応じて決定されることになります。

また、公務員共済の組合員期間が20年以上の方が65歳到達時(特定消防組合員(P2※2参照)の特例に該当する方は64歳到達時)にその方によって生計を維持している65歳未満の配偶者等がいる場合は、加給年金額が加算されることがあります、その時点の生計維持の確認はできないことから、このお知らせでは加給年金額は表示していません。

※ 加給年金についてはP3参照

B-1 平成15年3月までの平均給料月額(①欄) 平成15年4月からの平均給与月額(②欄)について

平成15年3月までの平均給料月額は、まず平成15年3月までの各月の掛金の標準となった給料の額に再評価率(過去の給料を現在の給与水準に置き換えるための率)を乗じた額に、諸手当の割合である手当率を乗じ、それにより得た額を合算し、さらに平成15年3月までの加入月数で除して得た額です。

また、平成15年4月からの平均給与月額は、平成15年4月以後の各月の掛金の標準となった給料の額に、再評価率と手当率を乗じた額及び掛金の標準となった期末手当等の額に、再評価率を乗じて得た現在の給与水準に置き換えた額の合算額を平成15年4月からの加入月数で除して得た額です。

期間の種別	手当率
一般職の職員であった期間	1.25
特別職等の職員であった期間	1

《手当率について》

手当率は、厚生年金保険や他の共済年金制度における平均標準報酬月額との均衡を考慮して、一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合とすることとされており、上表のとおり一般職又は特別職等の種別ごとに異なります。

B 【平均給与(給料)月額】
平成15年3月までの平均給料月額① 332,407 円 平成15年3月までの加入月数③ 324 月
平成15年4月からの平均給与月額② 618,842 円 平成15年4月からの加入月数④ 108 月

C 【将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額】
支給開始年齢 61 歳
年金の見込額の計算
(1) 平成15年3月までの組合員期間分
厚生年金相当部分 332,407 円 × 7.125 × 324 月 = 767,362 円 A
職域年金相当部分 332,407 円 × 1.425 × 324 月 = 153,472 円 B
(2) 平成15年4月1日以後の組合員期間分
厚生年金相当部分 618,842 円 × 108 月 = 366,322 円 C
職域年金相当部分 618,842 円 × 108 月 = 73,251 円 D
これまでの加入実績に応じた退職共済年金の見込額 (A+B+C+D) ⇒ 1,360,407 円
備考欄

D 【将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額】
支給開始年齢 65 歳
これまでの公務員共済の加入実績に応じた老齢基礎年金の見込額の計算
平成25年3月までの加入月数 432 月 / 480 月 = 707,850 円
支給開始年齢 65 歳

B-2 平成15年3月までの加入月数(③欄)について

公務員共済の組合員資格の取得時から平成15年3月までの間の加入月数を表示しています。

B-3 平成15年4月からの加入月数(④欄)について

平成15年4月から平成25年3月までの間の公務員共済の加入月数を表示しています。

D-1 将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額について

老齢基礎年金の額は、原則として20歳から60歳までの組合員期間等の加入月数に応じて決定されます。

この見込額は公務員共済期間の加入月数のみに応じた金額です。ご自身で加入されていた国民年金、厚生年金期間等の月数は反映されていませんのでご了承ください。

また、年金額は現在百円単位で決定されていますが、ここでは1円単位(1円未満四捨五入)の表示になっています。

D-2 「786,500円」について

786,500円(年額)は、国民年金(公務員共済や厚生年金の加入期間は国民年金の加入期間になります。)に20歳から60歳まで480月加入した場合の満額の老齢基礎年金額です(平成25年3月末時点の額)。

なお、この786,500円(年額)は、今後の賃金や物価の変動に応じて改定される可能性があります。

《将来受給することとなる退職共済年金の見込額》の見方

あなたの年金加入記録に基づいて、簡易な方法により計算した見込額ですので、実際の年金額とは異なります。

B

【平均】
平成1
平成15年4月からの平均給与月額②

2,407 円
平成15年
018,842 円

支給開始年齢については
P3をご覧ください。

C

【将来受給することとなる退職共済年金の見込額】 〔 支給開始年齢 61 歳 〕

1 これまでの加入実績に応じた退職共済年金の見込額の計算

(1) 平成15年3月31日以前の組合員期間分

厚生年金相当部分	平成15年3月までの平均給料月額①	給付乗率⑤(1/1000)	平成15年3月までの加入月数⑦	平成15年3月までの期間に係る年金額
厚生年金相当部分	332,407 円	7.125	324 月	767,362 円 A
職域年金相当部分	332,407 円	1.425	324 月	153,472 円 B

(2) 平成15年4月1日以後の組合員期間分

厚生年金相当部分	平成15年4月からの平均給与月額②	給付乗率⑥(1/1000)	平成15年4月からの加入月数⑧	平成15年4月からの期間に係る年金額
厚生年金相当部分	618,842 円	108 月	108 月	366,322 円 C
職域年金相当部分	618,842 円	108 月	108 月	73,251 円 D

これまでの加入実績に応じた退職共済年金の見込額 (A+B+C+D) ⇒ 1,360,407 円

備考欄

見本

D

【将来受給することとなる老齢基礎年金の見込額】 〔 支給開始年齢 65 歳 〕
2 じ老齢基礎年金の見込額の計算
786,500 円 × 432 月 = 480 月 = 707,850 円 支給開始年齢 65 歳

03/03

C-1 将来受給することとなる退職共済年金の見込額について

年金の見込額は、あくまで現時点での将来見込額を試算したものであり、将来の年金額を保証するものではありません。また、この年金の見込額には定額部分及び加給年金額の加算はされていません。

したがって、**実際の年金額はこの結果と異なります**のでご注意ください。

これまでの加入実績に応じた見込額は平成25年3月までの加入期間に応じた退職共済年金の見込額を表示しています。

年金額は現在百円単位で決定されていますが、ここでは1円単位(1円未満四捨五入)での表示になっています。

退職時に特定消防組合員(P2※2参照)である場合や、組合員期間が44年以上ある場合には、生年月日等によっては、支給開始年齢の特例などが適用されることがあります。このお知らせでは特例は適用がないものとして見込額を表示しています。

一定程度以上の障害の状態にある方は、退職共済年金の額の算定の特例を受けられることがあります。また、障害の原因となった病気またはケガにより初めて医師の診療を受けた日が組合員期間中にある場合は、障害共済年金等の受給権が発生するがありますので、該当すると思われる方は、**公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル**の共済組合までお申し出ください。

C-2 給付乗率(⑤、⑥欄)について

給付乗率は、平成15年3月以前と平成15年4月以後と公務員共済の組合員期間が20年以上か20年未満かで異なります。

区分	厚生年金相当部分の乗率	職域年金相当部分の乗率	
		組合員期間20年以上	組合員期間20年未満
平成15年3月以前の組合員期間	7.125/1,000	1.425/1,000	0.713/1,000
平成15年4月以後の組合員期間	5.481/1,000	1.096/1,000	0.548/1,000

C-3 平成15年3月まで(4月から)の加入月数(⑦、⑧欄)について

⑦欄と③欄(P9 B-2参照)、⑧欄と④欄(P9 B-3参照)は一般的には同月数となります。船員の割増月数に該当する方やJR・JTの期間がある方は一致しない場合があります。